令和3年度第2回生駒市建築審査会会議録

日時:令和3年11月17日(木曜日)
午後2時00分から午後3時00分まで

2. 場所:生駒市役所 4階 401・402会議室

3. 出席者

(1)委員:委員5名

(2) 事務局:都市整備部長、建築課長、建築課課長補佐2名、建築課係員2名

(3) 許可処分部局:都市計画課長、都市計画課課長補佐

4. 傍聴者: なし

5. 議題

1. 議案第R3-2号「大和都市計画高度地区計画書の規定に基づく建築物の高さの特例許可について」(1件)

6. 議事録

(司会 建築課係員)

恐れ入ります。定刻にはまだ少し時間がございますが、本日出席の委員、全員が揃っておられますので、 審査会を始めさせていただいてよろしいでしょうか。

なお、本日は、傍聴希望の市民の方がおられないことを報告させていただきます。続きまして、事務局 を代表しまして都市整備部長の〇〇よりご挨拶申し上げます。

(事務局代表挨拶 都市整備部長)

改めまして、みなさんこんにちは。都市整備部の○○でございます。本日はお忙しい中お集り頂き誠にありがとうございます。

日本では、現在コロナの感染状況が一旦落ち着きをみせていまして、昨日も政府によるワクチン・検査パッケージ制度として、条件付きでイベントや会食の人数制限の撤廃などが示されたところでございますが、早くコロナとの共同社会を実現しまして経済の活性化を図っていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

さて、本日の審査会は今年度2回目の審査会でございまして、都市計画の高度地区規制について、本市 が高さの特例許可を行う際に、本審査会の了承を得る必要があるため、開催させていただいたものでござ います。

今回の特例許可の対象建築物はデーターセンターでございまして、現在国では成長戦略としてデーターセンターの国内の分散立地、整備に向けて取り組まれているところでございます。このデーターセンターは電力の供給、地形、災害の可能性があるなど、どこでもできるわけではなく、安心、安全に運用できる地域が全国の中でも、一定限られているところでございます。それに適した場所として、申請者は当該地区を選んでおられます。その他、学研高山地区などでも、データーセンターについて多数の立地の相談

や、また京阪奈学研都市自体がデーターセンターの適地として現在、注目を浴びつつあるというところで ございます。生駒市としましても、データー社会構築の一躍を今後、担っていければと考えていますの で、よろしくお願いします。

委員の皆様方におかれましては、本市の都市づくりに一層のご支援、ご協力を賜りまして、重ねてお願いし、挨拶とさせていただきます。本日のご審議よろしくお願い致します。

(司会 建築課係員)

それでは、委員の方々及び事務局の紹介ですが、先般 8 月に行いました第1回建築審査会から変更等 ございませんので、今回、紹介は省略させていただきます。

次に、今回、許可処分庁の担当部局職員の紹介をさせていただきます。都市計画課長の○○でございます。(○○都市計画課長一礼) 課長補佐の○○でございます。(○○都市計画課課長補佐一礼)

そして、本日、司会を務めさせていただきます、事務局の○○です。よろしくお願い致します。

続きまして、「審査会成立の報告」をさせていただきます。本日は、全委員5名のご出席をいただいて おりますので、生駒市建築審査会条例第5条第2項の規定に基づき、本審査会は成立していることを、ご 報告申し上げます。

なお、署名委員につきましては前回に引き続き○○委員と○○委員にお願い致します。

それでは、生駒市建築審査会条例第4条第1項の規定により、以降の案件につきまして、○○会長に議事進行をお願い申し上げます。

(議事進行 会長)

みなさん、こんにちは。 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ でございます。それでは早速、会議次第に従いまして進めて参りたいと思います。また今回は生駒市建築審査会条例第4条第1項第3項、生駒市長からの諮問により本審査会を開催するものであります。議案第R3-2号「大和都市計画高度地区計画書の規定に基づく建築物の高さの特例許可」について説明をお願いします。

(司会 建築課係員)

本件につきましては生駒市長から議案第R3-2号について、審議の依頼を受けたため、担当部局の都市計画課から説明致します。

(許可処分部局 都市計画課長)

それでは、お手元の資料に基づき説明させていただきます。失礼しまして着座にて説明させていただきます。正面にもスクリーンで同じものを投影しておりますので、あわせてご覧いただければと思います。

本市におきましては、建築物の高さの制限といたしまして、市街化区域内の用途地域指定の種別に応じ、現在、15m斜線高度地区から40m高度地区まで、高度地区の都市計画を決定しております。この都市計画決定に、許可による特例の規定がありまして、「生駒市長が周囲の環境上、景観上支障がないと認め、生駒市建築審査会の了承を得て許可した場合は、その許可の範囲内において上記の制限を超えることができる。」と規定しています。

この規定に基づき今回、高度地区に係る特例許可についてご審議いただくものでございます。2ページをお願いします。

この図は、都市計画マスタープランに記載する土地利用方針図になりますが、対象計画建築物の位置は、本市の北部地域、市街地ゾーンに存する、グレー色の産業地に位置します。3ページをお願いします。

用途地域の指定状況ですが、対象地は準工業地域、建蔽率60%、容積率200%の指定となっています。本市唯一の工業団地として、工場などの生産施設が建ち並んでいる地域の一角にございます。

なお、参考ではございますが、本市の工業系用途地域の指定は準工業地域のみであり、当該工業団地以外に東生駒駅北側の鉄道車庫、そして、資料右側、奈良先端大や研究開発型産業施設が立地する学研高山地区第1工区の3地域のみとなっています。4ページをお願いします。

次に高度地区の指定状況でございます。対象地は 20m 高度地区に指定しています。参考ではございますが、同じ準工業地域に指定している学研高山地区第 1 工区は、地区計画指定と共に 31m 高度地区に指定しています。 5 ページをお願いします。

次に特例許可申請のありました建築計画の概要につきまして説明致します。地域地区につきましては、 先ほど説明しましたように、準工業地域、建蔽率 60%、容積率 200%、20m 高度地区でございます。 敷地面積は $10,295.69 \,\mathrm{m}^2$ 、主要用途は事務所(データセンター)、その他記載のとおりの建築計画でありま すが、建築物の最高の高さが 25m の計画となっており、特例許可が必要な計画となっています。 6% ジをお願いします。

許可申請理由でございます。冒頭部長の方から挨拶の中でありましたように、データーセンターの必要性について許可申請理由の中で述べられておられます。社会背景、立地条件など、申請者から提出された申請理由の概要をまとめたものです。

1点目は、国の動向、社会的背景でありますが、国においては、データーセンターなどのデジタルインフラを迅速かつ計画的に整備していくことが重要とされていること。

2点目は、データーセンターの立地条件として、通信インフラ、安定した大容量の電力供給、地震等による津波被害等の心配のない立地が条件となり、計画地付近には関西電力新生駒変電所が位置し、通信インフラも整備されているなど、関西圏において立地条件を満たす好適地であることが挙げられています。これらの国の動向、立地条件等につきましては、資料の最終ページ(31ページ)に参考として、本年6月に経済産業省でとりまとめられました「半導体・デジタル産業戦略」の概要を記載させていただいていますので、適宜ご覧いただければと思います。

6 ページに戻りまして、3 点目、通常の建物と比べ高い階高が必要となるデーターセンターの建設は、現在の高さ制限である 20m では困難であること。デジタル社会の実現に寄与するインフラ施設を現在の高さ制限の緩和により実現したい。以上が、許可申請理由でございます。次のページ(7 ページ)をお願いします。

対象地周辺の空中写真でございますが、関西電力新生駒変電所が対象地近傍に位置することがご確認いただけると思います。この変電所は、甲子園球場の約4倍(約15万㎡)の広さを有し、関西電力における大規模変電所の一つに数えられます。次に8ページをお願いします。

今回の対象地は、開発許可に基づき民間事業者による造成が進められている企業誘致のための分譲区画の一つでございます。朱書きの文字が記載されている区画が工場用地として分譲される区画、青字は青空資材置き場や駐車場として計画されている区画となっています。上の 7 ページの空中写真と合わせてご覧いただきますとお分かりいただけますが、対象地の西側は山林、南側は既設の工場が立ち並び、東側には高圧線の鉄塔が2基建っている状況でございます。次のページ、9 ページからは、具体の建築計画の説明となります。都市計画課課長補佐の○○よりご説明させていただきます。

(許可処分部局 都市計画課課長補佐)

続きまして、建築計画について説明いたします。 9ページをお願いします。

配置図兼1階平面図でございます。建物の配置は、南西側に寄せ、敷地の北側及び東側に広い空地を確保することで、日影などの周辺環境への影響や全面道路から見た時の圧迫感の軽減に配慮した計画となっております。また、敷地の北側及び東側に非常用発電機を配置しておりますが、これは、停電時にデーターセンターに電力を供給するためのものです。

非常用発電機の周囲は、防火構造の壁で囲い、安全面に配慮するとともに、壁の位置を敷地境界線から 1 m以上後退した位置とするなど、環境への影響にも配慮した計画となっております。なお、囲いの部分 に屋根はございません。

続いて建物内部の間取りですが、大部分をサーバールームが占めており、その周囲に事務室や設備室を 配置する計画となっております。 10ページは、地下1階の平面図でございます。

UPSルームですが、これは、停電時に非常用発電機からの電力が供給されるまでの繋ぎのバックアップ電源を設置する部屋でございます。

次のページから13ページにかけまして、2階から4階までの平面図でございます。間取りは、1階とほぼ同じで、大きなサーバールームの周囲に事務室や設備室が配置される計画となっております。14ページは、屋上階でございます。

屋上に設置する空調の室外機などの配置については、敷地の東側及び北側道路から、建物を見上げた際に、屋上機器が見えないように屋根の先端からセットバックした配置となっております。

15ページをお願いします。建物断面でございます。上段が建物を東から見たときの断面図、下段が南から見たときの断面図です。階高が、通常の建物に比べて高く、6mとなっておりますが、これは、サーバーから放出される熱を排出するためのスペースがサーバーの上部に必要なためでございます。建築物の高さは、パラペットの天端で、25mでございます。

次に16ページをお願いします。高度地区の特例許可をする際の生駒市の基準でございます。基準1では、各号のいずれかに該当するものとしておりまして、本案件は、第5号の「周囲の状況により支障がないと認められる建築物」に該当するものでございます。

基準2では、各号のすべてに適合しているものとしまして、第1号では、奈良県の新総合計画、生駒市の総合計画、都市計画マスタープラン等と整合する計画であること、第2号では、周囲の環境上、景観上支障のない計画であることとしています。

基準3では、許可は、原則として、一つ高い高度地区を限度としています。これらの基準への適合について次のページ以降で説明いたします。

まず、許可基準1第5号の括弧書きの規定による敷地面積及び空地の規模要件ですが、一つ目の敷地面積の規模要件については、準工業地域では、2,000 ㎡以上という基準に対し、今回の計画は、10,295.69 ㎡と十分要件を満足しております。

次に、二つ目の敷地内空地の規模要件でございます。こちらの表の一番右の欄に敷地面積に対する空地面積割合の計算式が規定されていますが、建蔽率の最高限度の割合に応じて、3種類の計算式がございます。上段が、建蔽率の最高限度が50%以下の場合、中段が、50%を越え55%以下の場合、下段が、55%を越える場合でございます。

今回の計画地の建蔽率制限は、指定建蔽率 60%に角地緩和の 10%を加算しますと 70%となりますの

で、下段の計算式が適用されまして、Cに7/10を代入して計算しますと、必要空地割合は50%となります。今回の計画は、空地面積の割合が、約50.6%ですので、基準を満足しております。以上2つの基準を満足することに加え、本計画地が準工業地域内の計画であり、周辺に住宅が立地していないことから、許可基準1第5号の「周囲の状況により支障がないと認められる建築物」に該当いたします。

次に19ページをお願いします。許可基準2第1号の各計画と整合のとれたものについてです。まず生駒市総合計画ですが、本計画地周辺は、「工業・産業エリア」に位置付け、産業振興と雇用の創出につながる産業機能の立地・誘導を図ることとしております。また、20ページの生駒市都市計画マスタープランにおいては、本計画地周辺を産業・学術研究拠点に位置づけ、21ページに記載する「土地利用の方針」におきまして「デジタル技術を駆使した変革に対応する産業施設等の立地誘導を図る」こととしており、今回の計画は、整合がとれています。22ページには、奈良県の都市づくりの将来像と実現に向けた方針を示す、「奈良県区域マスタープラン」の抜粋を参考として掲載しておりますが、生駒市都市計画マスタープランはこの上位計画と整合するものでございます。

次に23ページをお願いします。許可基準2第2号の「周囲の環境上、景観上支障のない計画であること」について説明いたします。まず、周囲の環境上への配慮ですが、左の図が、高さ20mで容積200%の建築物を建てたときのイメージ図です。そして右の図が、高さを25mに緩和して、同じく容積200%の建築物を建てたときのイメージ図です。高さを緩和することによって、建築物の周囲にまとまった空地が確保され、通風や採光など周辺環境に与える影響や圧迫感を軽減する計画となっております。

また、今回の計画では、建築物の他に、屋外に非常用発電機が設置されておりますので、これらが、環境上支障がないかの検討について次のページと25ページにまとめております。

まず、敷地北側に配置する非常用発電機についてですが、仮に、第一種低層住居専用地域内にある建築物とした場合の建築基準法第54条の外壁の後退距離制限、第55条の高さ制限、第56条の北側斜線制限をクリアすることを確認し、周囲の環境上支障のないものと判断しております。

次に、25ページでは、敷地東側に配置する非常用発電機について、先程と同様に、第一種低層住居専用地域内での斜線制限、高さ制限、外壁の後退距離制限をクリアすることを確認し、周囲の環境上支障のないものと判断しております。

続いて26ページをお願いします。周囲の景観上への配慮についてでございます。今回の計画については、できる限り周囲の景観と調和したものとするため、生駒市景観条例に規定する景観アドバイザーに3回相談を行い、建物の色彩や敷地内の植栽について、専門的見地からいただいた意見への対応を検討し、次のページのパース図のとおり、計画に反映したものとなっております。

27ページは、敷地南東からのパース図です。最も視界に入りやすい敷地南東部分に植栽を多く配置する等、景観へ配慮した計画となっております。また、建築物の色彩については、景観形成基準に適合するとともに、強調色の配色も景観に配慮したものとなっております。

28ページは、敷地北東からのパース図です。非常用発電機の目隠しパネルは、存在感を消すため、無 彩色とし、大きな壁面に見えないよう、色彩の明度を変えてランダムに塗り分けるとともに、道路側に樹 木を植栽するなど周辺環境との調和を図る計画となっております。

29ページをお願いします。周辺の地形地物との高さの比較でございます。本計画地の設計GLは、標高 192.5m で、計画建築物の最高高さは、標高で、217.5mとなり、計画地西側の山より低く収まっています。また、計画地東側には、高さ 60m を越える高圧線の鉄塔が 2 塔建っている状況等を踏まえて、本計画は、周囲の景観上支障がないものと判断しております。

最後に30ページをお願いします。許可基準3は、「特例許可は、原則1つ上位の高度地区を限度とし、かつ45m以下であること」としております。本計画地は、20m高度地区でございますが、最高高さ25mの建築計画について特例許可するものであり、基準を満足しております。

これらのことから、本計画は、生駒市の特例許可基準を満足し、周囲の環境上、景観上支障がないと判断しております。

説明は、以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

(議事進行 会長)

ありがとうございました。只今、担当部局から説明がありましたが、委員の皆様、ご意見の程よろしく お願いします。委員の皆様何かご質問等ございませんか。

(質問1 委員)

差し支えなければで結構なのですが、このデーターセンターは公共の建築物ではなく、私企業の建築物になるのでしょうか。基準の中で「公共性または...」と、いうような書き方であったと思うが、許可を認める際に、今回の申請者である私企業がどのような企業になるのでしょうか。

(回答1 都市計画課長)

冒頭、部長の挨拶と私の説明でも触れましたとおり、現在国の方での動きがございます。これは資料の31ページに記載しておりますが、今回の建物については民間によるものでございますけども、この立地につきましては、国の大きなデジタル社会の動向を踏まえてこの様な計画がなされていると聞いております。ですので、今回は基準の中で「公益上やむを得ないと認め又は」の後段の方で今回は審査をしまして、市としては適合するものではないかと考えております、○○委員がおっしゃられたように、公益上の件につきましても、国の動向から見てますと、その分についてもプラスアルファとして認めていく方向であるのではないかと思います。

(質問1 委員)

わかりました。ありがとうございます。

(議事進行 会長)

他の委員の方いかがでしょうか。

(質問2 委員)

もう1つお聞かせ下さい。これまでに今回のような特例許可の申請はあったのでしょうか。今回が初めてでしょうか。

(回答2 都市計画課長)

これまで高さの特例許可について、公共施設の学校や庁舎ではございましたが、生駒市内で民間の分についてはございません。ただ、奈良県下では最近、民間建築において、工場の例外許可がおりた事例がありました。

(質問3 委員)

では、生駒市においてはこれが初めての例となり、参照されるようになると思いますが、今回この計画については問題ないと思いますが、続く後の計画においては不都合が起きたりはしないですか。そのあたりは考慮していただいていますか。

(回答3 都市計画課長)

近年、立体自動倉庫など、倉庫、工場の自動化に伴い高度利用ニーズが増加してきております。今回の データーセンターもそうですが、そのようなニーズに応じまして、奈良県の方でも高度制限を見直すとい う方針、そのような方針が出されております。

説明の中で生駒市内に準工業地域が大きく2つ。細かくは3つですが、説明させていただきましたが、新たに造成された研究機関なりを誘致するところ、それは学研の31m高度地区の方ですが、こちらは地区計画を指定して、31mにあげているのですが、このような社会のニーズに対応していく、そのような事をしっかりと景観なり環境面の配慮を踏まえて、そのようなニーズにあった高度地区制限にもっていくべきではないかと考えています。

(質問4 委員)

まず、許可による特例の部分において、「生駒市長が周囲の環境上、景観上支障がないと認め、生駒市建築審査会の了承を得て許可した場合」という事で、生駒市長が環境上、景観上支障がないと認める必要がある。当然そのような形で今回の審査会にかけてくれていると思うが、また環境上でいうと、建築物の高さを上げるとなると、問題となるのは日影である。先程お話があったが、圧迫感、風圧についても問題となる。景観については、景観審議委員の意見を聞いたとの事ですが、近傍景観については、色や形について審議しているが、どこかのビューポイントからの遠望景観に関しては、高さをあげることによって景観を遮ってしまっていてはダメだという事があるが、生駒市のビューポイントにおいて、今回の計画が影響することはあるのでしょうか。

(回答4 都市計画課長)

日影の件ですが、今回は準工業地域内に存する建物です。本市の規制に基づきますと、準工業地域においては、建築基準法第56条の2の日影規制は適用していない地域であります。また、周辺は準工業地域でありまして、よく住宅との混在した工業団地がございますが、生駒市北田原工業団地においては、今回の計画している範囲においても、周囲に住宅が建っていないということもありまして、日影に関する周辺への影響はないものと考えております。

景観に関しては、生駒市の場合、眺望景観ということで、生駒山が遠望景観として非常に大事にされております。今回の対象地については生駒山を遠望するような場所ではなく、また周辺に歴史的景観資源はありません。その辺を踏まえて、遠望景観についても影響はないと考えております。

(質問5 委員)

6ページの許可申請理由に記載がある、この場所の選定理由について、安定した大容量の電力供給が必要であるとあるが、計画地付近に関西電力新生駒変電所が位置することについては、どのように関連する

のでしょうか。

(回答5 都市計画課長)

計画地選定の位置的な件で、新生駒変電所が近くにあるということですが、データーセンターはかなりの容量の電力が必要であります。

計画地まで電力を運ぶのに道路の地中に大きな配管を据えて、計画地まで電力を運ぶのに、相当な工事 費が必要であるため、データーセンターを立地する企業については、その辺のコストの加減で変電所に近 い必要があると聞いております。

(質問6 委員)

地上4階、地下1階と記載ですが、地下は完全に地中にあるという事でよろしいですか。

(回答6 都市計画課課長補佐)

地下1階は完全に地中に埋まっています。

(質問7 委員)

現状の計画の階高は 6.0mであるが、階高を 5.0mにすれば、建物高さは 20.0mに納まるけども、サーバーの熱を排出する必要があるから、階高 6.0mが必要であるということで間違いなでしょうか。

(回答7 都市計画課課長補佐)

そのとおりです。

(質問8 委員)

この計画において現時点で、周囲の既存工場等の土地所有者、建物所有者等から反対の意見はあるのでしょうか。

(回答8 都市計画課課長補佐)

本計画地を含む、開発許可手続きにおいて、合意形成を図ったうえで進められているところであるので、特に反対意見は聞いておりません。

(意見 委員)

○○委員からも意見がありましたが、この許可基準に適合し、生駒市長が支障がないと判断があり、建築審査会の了承を得ることができれば、当該計画地の周辺の敷地において、これから開発されて同様の話が出てくると思われます。

もしくは、ここで25mの建物が出来れば、既存の建て替えであるとか、増築する際も同様の高さがほ しいという意見が出てくると思います。

最近では工業系や倉庫等の建物では高さ必要となるケースがあると聞いております。用途地域、高度地 区は市町村決定にて行っているが、当時、奈良県の基準等に倣って、工業系用途地域において高さは20 mの制限としておいてくださいという旨で高さの決定を行っていると思う。 東にある高山学研地区の準工業地域は 31m高度地区にしているが、地区計画にて将来、良好な街づくりが維持出来るだろうという事であるが、容積率は緩和しないで、高さを緩和する。これによって敷地の空地を確保することで近傍景観に支障がないと判断があると思う。

この地区自体が遠望景観に支障のない地域であろうという判断のもと、31m高度地区の決定を行っていると推測できる。

今回の計画地においても、今回の許可基準内容を一定網羅できる内容の地区計画を策定し、将来の良好な街づくりが維持出来るのであれば、この地区だけに限らず、高さを上げてもよいのではないでしょうか。

これは私個人の意見であり、建築審査会の意見ではないです。そのような事を考えて街づくりを考えてはいいのではないでしょうか。

(質問9 委員)

近接する既存工場は、どのような工場用途でしょうか。

(回答9 都市計画課課長補佐)

南側に隣接する、既存工場の用途ですが、あくまでも建築計画概要書に記載のある用途であるが、金属研磨を行う工場です。

(質問10 委員)

今回の計画において、大容量の電力を使用するが、既存工場に影響等はあるのでしょうか。

(回答10 都市計画課長)

今回の電力供給においては、関西電力の変電所から別ルートにて地中配管を行い、配電を行うので、影響はありません。

(質問11 委員)

環境上の観点から、日影以外にも騒音、振動等を考えるが、今回はデーターセンターという事務所的用途であるので、通常そのような問題がないと思う。排水に関しても、工場用途でもないので、通常の生活排水程度であるので問題ないと思うが、南側の工場が金属研磨の工場であれば、基準値内ではあるが、既存の騒音、振動等の影響は今回新築するデーターセンターには影響はないのか。当然事業者がこの立地を選んでいる時点でそこは問題ないという事でいいですか。

(回答11 都市計画課長)

事業者の方で、その辺りはしっかりと確認した上での選定だと思いますので、その辺はデーターセンターの施設として支障がないと考えられます。

(質問12 委員)

今回、特例許可基準の「その他公益上やむを得ないと認め又は周囲の状況により支障がないと認められる建築物」の前段ではなく後段の「周囲の状況により支障がないと認められる建築物」で許可の対象にし

たとなれば、例えば、同じ様な建物がこの周辺にいくつも建つ可能性があると思うが、その場合は都度、 建築審査会にて了承を行うのでしょうか。

(回答12 都市計画課長)

本案件の周辺において、同様の高さの緩和の要望が出てくるかもしれませんが、その場合には地区計画制度を適用して、景観であったり、環境の保全、周辺の住環境の調和、そのようなものをセットで高度地区をそもそも見直します。現在 20mの地区ですが 25mの地区に変える、奈良県の方針でもニーズに応じて変えていくとなっていますので、生駒市としても対応していきます。

例外許可を乱発するものではないと考えますので、その辺はしっかり考えていきます。

(議事進行 会長)

他に意見・質問はございませんか。

それでは質問等ないようですので決を取りたいと思います。議案第R3-2号について、当審査会は了承してよろしいでしょうか。

(全委員からの発言)

異議なし

(議事進行 会長)

全委員から異議なしとのことですので、議案第R3-2号について、当審査会は了承することに決定致します。

その他でございますが、委員の皆様や事務局、担当部局より何かございますか。

他にないようですので、以上をもちまして令和3年度第2回生駒市建築審査会を終了致します。皆様、 ありがとうございました。

以上